



2022年5月24日

各位

会社名 株式会社ゴールドウイン
代表者名 代表取締役社長 渡辺 貴生
(コード番号 8111 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員管理本部長 白崎 道雄
(TEL 03-3481-7203)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の当社第71回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するために、当社現行定款第2条（目的）について事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1)～(5) (条文省略)	(1)～(5) (現行どおり)
(新設)	<u>(6)古物営業法に基づく古物商</u>
(新設)	<u>(7)食料品、飲料等の製造および販売</u>
<u>(6)</u> (条文省略)	<u>(8)</u> (現行どおり)
<u>(7)</u> スポーツ施設およびレジャー施設の設置運営ならびに賃貸借	<u>(9)宿泊施設、スポーツ施設およびレジャー施設の設置運営ならびに賃貸借</u>
(8)～(10) (条文省略)	(10)～(12) (現行どおり)
(新設)	<u>(13)映画、コンサート、演劇、スポーツイベント等の企画、運営ならびにチケットの販売</u>
<u>(11)～(23)</u> (条文省略)	<u>(14)～(26)</u> (現行どおり)

<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 (削 除)</p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(附則)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月23日（予定）
定款変更の効力発生日 2022年6月23日（予定）

以上